

YAMAHA MUSIC SCHOOL 講師募集のご案内

すべての人に音楽を！

その思いからヤマハの音楽教室は生まれました

ヤマハの音楽教室が東京・銀座でスタートしたのは 1954 年。以来、40 以上の国と地域で音楽教育活動を続けてきました。YAMAHA MUSIC SCHOOL では、私たちと共に音楽の楽しさを伝えてくださる講師の方を募集しています。



管楽器
サクソフーン フルート クラリネット トランペット トロンボーン
弦楽器
バイオリン チェロ クラシックギター
鍵盤楽器
ポップスタイルピアノ
バンド系
ギター ベース ドラム ボーカル

募集資格

稼働開始日（契約開始日）時点で満 18 歳以上の方。

学生の方は最終学年で、卒業後にヤマハの講師として稼働できる方。

ただし、大学院に在学中の方は学年を問わず、応募可能です。

「子どもの総合音楽教育」の「個人レッスンを担当する講師」をご希望の場合は学生の方も応募可能です。

子どもの総合音楽教育

ピアノまたはエレクトーン演奏グレード 5 級 および
指導グレード 5 級以上相当の音楽力を有する方
※グレードを取得されていなくてもエントリーは可能です。
ただし、稼働開始翌年の 9 月までに所定のグレード
(ピアノまたはエレクトーン演奏グレード 5 級 + 指導グレード 5 級) 取得が
為されない場合、稼働開始から 2 年目終了時点で契約終了となります。
以降の稼働継続は出来ません。

楽器・歌のレッスン

試験教科のいずれかの楽器を専門としている方。
(試験教科)
ギター、ベース、ドラム、ボーカル
サクソフーン、フルート、クラリネット、トランペット、トロンボーン
バイオリン、チェロ、クラシックギター、ポップスタイルピアノ
※各楽器ごとの認定となります。
合格後は受験時にご選択の楽器コースのレッスンを担当いただけます。

応募にあたっては全員 **講師募集マイページよりエントリー** が必要です。

詳細は講師募集サイトをご確認ください⇒<https://school.jp.yamaha.com/music-teacher/>

報酬

レッスン報酬は、生徒数・担当コースの報酬単価に基づき、毎翌月にお支払いします。

稼働時の交通費は、全額実費をお支払いします。



契約形態

講師は「個人事業主」として、ヤマハ音楽振興会と講師委任契約を交わし、生徒を教える役割を任せられます。

雇用契約ではなく、ヤマハの音楽教育事業を共に担っていくパートナーシップの関係となります。

生徒を教えるための指導ノウハウは、ヤマハ音楽振興会がサポートします。

音楽教室における指導内容は芸術に関するものであり、講師個々の音楽性や専門性を活かし、日々行う指導について講師に委ねられています。また、音楽家としての自由（演奏活動、自宅レッスン、稼働日の自由など）を制限することのないよう、準委任契約のもとご指導頂いております。

講師へのサポート

指導者としてのスキルアップ

契約前；試験に合格された方には、新講師講習会を受講いただきレッスン開始に向けてサポートします。

稼働開始後；個々のキャリア、専門性などに応じた講習会や勉強会があります。

(コース別の勉強会/スキルアップ応援制度/専門家による講演/講師フォーラムなど)

講師共済会

各種給付金 / リゾート施設への法人加入 / 健康ダイヤルなど。

毎月のレッスン報酬から拠出される会費により運営されます。

お問合せ

下記よりお送りください。資料送付、学生の方向け説明会のご要望などもこちらからご連絡ください。

<https://support.i-webs.jp/yamaha-mf2027/contact/contact-entry>